

平塚市環境基本計画等の改定について

1 現行計画

(1) 平塚市環境基本計画

- ア 策定根拠 平塚市環境基本条例第8条
- イ 策定年月 平成19年3月
- ウ 計画期間 平成19年4月～平成29年3月

(2) 平塚市地球温暖化対策実行計画

- ア 策定根拠 地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3
- イ 策定年月 平成24年2月
- ウ 計画期間 平成24年4月～平成33年3月
- エ 位置付け 平塚市環境基本計画の分野別計画

2 国等の動向

国では、平成32年以降の温室効果ガス排出量について、平成42年度の排出量を、平成25年度比26%削減する草案を作成しました。

神奈川県は、このような国の動向を踏まえ、地球温暖化対策実行計画の見直し作業を進めているところです。

3 本市の状況

現行の平塚市環境基本計画は、平成29年3月をもって計画期間が満了します。また、平塚市地球温暖化対策実行計画は、策定から概ね5年後にあたる平成29年3月に、国や神奈川県の方針、環境基本計画等の関連計画、温室効果ガス排出量、社会情勢等を踏まえ、見直す時期を迎えます。

4 計画の改定

本市としては、環境基本条例の主旨にのっとり環境共生都市の実現に向け、地域特性などを踏まえて施策等を見直し、平塚市環境基本計画を改定します。

また、平塚市地球温暖化対策実行計画では、国、県等の動向を踏まえつつ、温室効果ガス排出量の削減目標や施策等を見直します。

しかしながら、これら2つの計画は、一定の領域において施策や事業が重複する関連性の高い計画ですが、別々の計画であることから、進捗管理等もそれぞれで実施しています。そのため、構造的に複雑で、進捗管理の面から煩雑であるという課題を抱えています。

そこで、本市では、2つの計画が改定の時期、見直しの時期を迎えることから、地球温暖化対策に関する国の検討状況を踏まえつつ、平塚市環境基本計画に平塚市地球温暖化対策実行計画を編入することにより、1本化した新たな計画を策定していきたいと考えています。

5 今後のスケジュール（予定）

- ・平成27年度下半期 骨子案の策定
環境審議会にて審議
- ・平成28年度上半期 原案の策定
環境審議会にて審議
- ・平成29年3月 新たな計画の策定